ニュースナビ
News Navi
2019年
4月号

今月のテーマ

たった4年で「従うべき基準」の参酌化

これで子どもたちの命と安全は守れるのか？

■「子ども・子育て支援新制度」と学童保育

学童保育は1998年の法改定により、「放課後児童健全育成事業」として、児童福祉法に位置づけられましたが、当時、国としての「最低基準」は示されませんでした。しかし、「子ども・子育て支援新制度」によって、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（2014年。以下、「省令基準」）が策定されました。この「省令基準」は、学童保育における国としての最低基準を示したものと言えます。

「省令基準」は、「従うべき基準」と「参酌（さんしゃく）すべき基準」とに分けられます。「従うべき基準」に位置づけられたのは、「放課後児童支援員」という有資格者の原則複数配置でした。それ以外は「参酌すべき基準」に位置づけられました。市町村は、この「省令基準」をもとに学童保育の基準を条例で定めることになりました（以下、「条例基準」）。「条例基準」を策定する際には、「従うべき基準」に位置づけられている内容はそのまま条例に盛り込まなければなりません。一方、「参酌すべき基準」については、条例を策定する自治体に裁量権があります。

■「従うべき基準」の参酌化の問題点

2018年11月に行われた第35回地方分権改革有識者会議・第88回提案募集検討専門部会合同会議において、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にするという考えが示され、12月25日に閣議決定されました。

今回の参酌化は、地方三団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会）からの強い要望が背景にあります。

学童保育の保護者や指導員でつくる全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、「省令基準」が定められてわずか4年で、「従うべき基準」が参酌化されることに断固反対し、「従うべき基準」の堅持を強く求めています。全国連協が「従うべき基準」の参酌化に反対する理由は以下の通りです。

①「従うべき基準」の参酌化は、「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するという「省令基準」策定時の趣旨と逆行し、市町村格差の拡大を招く恐れがあること。

②「従うべき基準」は、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するために必要不可欠な基準であり、これが崩されれば、学童保育の安全と質の低下は避けられないこと。

全国連協はこれまで、子どもの安全・安心に関わるもっとも重要な基準は、「地方分権の議論の場」で議論されるべきではなく、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「児童福祉法」の理念を順守する立場での検討が必要であることを訴えてきました。学童保育の質の確保については一切議論がされていないことも大きな問題です。

そもそも「省令基準」では、施設の広さや規模などが「参酌すべき基準」にとどまったために、市町村の学童保育に対する認識の違いや厳しい財政状況などにより、自治体施策の格差が生じています。「従うべき基準」の参酌化は、全国の学童保育の質に格差をいっそう生み出すことになり、子どもたちの成長・発達及び安全確保に困難を強いるものです。

子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障し、学童保育の目的・役割を果たすためには、「従うべき基準」を含めた「省令基準」と、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいた運営を、すべての自治体において実施することが不可欠です。国はそのために必要な財源措置を講じるべきであり、自治体の責任が問われています。

■日常の生活を保障するためには、「子どもへの理解」が不可欠

「放課後児童支援員」の資格は、保育士や社会福祉士、教員資格などを基礎資格とし、都道府県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修（以下、「認定資格研修」）」を受講することで付与されます。

「認定資格研修」では、16科目のうち、障害のある子どもとのかかわりに関連して、科目⑥「障害のある子どもの理解」と、科目⑩「障害のある子どもの育成支援」という2つの科目が用意されています。

今回の参酌化によって、自治体が、「放課後児童支援員」の原則複数配置について、裁量権を行使すれば、「認定資格研修」を受講していない者が子どもとかかわることになるということです。

日常の生活を保障するためには、「子どもへの理解」が不可欠です。対象となる子どもの年代の発達特性や、障害のある子どもについては、これに、障害の特性を理解する必要があるでしょう。その上で、一番大切なのは、障害の有無にかかわらず、「目の前にいる子どもへの理解」を深めようとするとりくみです。子どもの様子や私たち指導員のかかわりを記録に書き、それをもとに打ち合わせにおいて、職員間で情報共有すること、そして、その内容を保育実践に生かし、そしてまた保育実践を振り返る、というとりくみが連続体として、学童保育のなかに位置づいているかが問われているように思います。

今回の参酌化に対し、全国連協では、国会への請願署名やシンポジウムなどを通じて広く世論に訴え、「従うべき基準」を堅持させるとりくみをすすめていきます。

高橋　誠（たかはし　まこと）
東京都文京区本駒込地区児童館長

学童保育の「従うべき基準」の参酌化に対する声明

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の「従うべき基準」の参酌化に断固反対し、「従うべき基準」の堅持を強く求める

2018年11月19日に開催された第35回地方分権改革有識者会議・第88回提案募集検討専門部会合同会議において、国が省令で定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）の「従うべき基準」（「放課後児童支援員」の原則複数配置）を「参酌すべき基準」にするという考えが示された。

私たち全国学童保育連絡協議会は、「省令基準」が定められてわずか4年で、「従うべき基準」が参酌化されることに断固反対し、「従うべき基準」の堅持を強く求めるものである。

私たちが今回の「従うべき基準」の参酌化に反対する理由は以下の通りである。

① 「従うべき基準」の参酌化は、「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するという「省令基準」策定時の趣旨と逆行し、市町村格差の拡大を招く恐れがあること。

② 「放課後児童支援員」という有資格者を原則2名以上配置するという「従うべき基準」は、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するためには必要不可欠な基準であり、これが崩されれば、学童保育の安全と質の低下は避けられないこと。

私たちはこれまで、学童保育の根幹に関わる基準を検討するにあたっては、学童保育の目的・役割を果たすために、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「児童福祉法」の理念を順守する立場に立った検討が必要であることを訴えてきた。子どもの安全・安心に関わるもっとも重要な基準は、「地方分権の議論の場」で議論されるべきものではなく、ましてや非公開で議論されることは言語道断である。

そもそも「省令基準」では、施設の広さや規模などが「参酌すべき基準」にとどまったために、市町村の学童保育に対する認識の違いや厳しい財政状況などにより、自治体施策の格差が生じている。「従うべき基準」の参酌化は、全国の学童保育の質に格差をいっそう生み出すことになり、子どもたちの成長・発達及び安全確保に困難を強いるものである。

子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障し、学童保育の目的・役割を果たすためには、「従うべき基準」を含めた「省令基準」と、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいた運営を、すべての自治体において実施することが不可欠である。国はそのために必要な財源措置を講じるべきであり、自治体の責任が問われている。

私たち全国学童保育連絡協議会は、国会への請願署名をはじめ、国、国会議員、地方議会および地方自治体に対して、あらゆる働きかけを講じ、また、2019年2月に予定しているシンポジウムなどを通じて広く世論に訴え、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するために欠かせない「従うべき基準」を堅持させる取り組みをすすめていく。

2018年12月11日
全国学童保育連絡協議会